

破産手続及び換価業務等の状況について（お知らせ）

令和元（2019）年7月23日

債権者 各位

破産者 株式会社サンク
破産管財人 弁護士 塩路 広海

平素は、破産者株式会社サンクの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

破産手続及び換価業務等の状況について、下記のとおり、ご報告いたします。

記

1. 破産財団の現状

破産財団の現状は、以下のとおりです。

資産	約 10億2000万円	※1
	(約 8億1400万円増加)	※2
負債	約162億9250万円	※3
(負債の内訳)		※4、5
租税債権	約 3億5000万円	
労働債権	約 650万円	
一般債権	約159億3600万円	

(注)

※1：資産額は現時点における破産財団の残高であり、将来変動する可能性があります。

※2：平成28（2016）年4月15日現在からの増加額です。

※3：劣後的破産債権は除外した金額です。

※4：租税債権及び労働債権は一般債権より優先して配当を受ける債権です。

※5：租税債権その他負債は将来変動する可能性があります。

2. 債権調査

平成31（2019）年3月18日までに届出された破産債権について、同日から同月25日までの債権調査期間に届出債権の調査を行い、破産管財人が認めた金額は確定しました。

3. 今後の換価等業務

以下の換価等の破産管財業務を継続中です。これら業務が終了するまでになお長期間を要する見込みです。

(1) 一部の上位取次店に対する報酬返還請求訴訟

一部の上位取次店に対して取次店報酬の返還を求める訴訟を提訴していましたが、取次店に対して報酬の返還を認める第1審判決が言い渡されました。当該判決においては、R F I D事業が無限連鎖講に準じる金銭配当組織であり、オーナー契約及び取次店契約は公序良俗に反し無効であることが認められました。一部の被告から控訴されていましたが先般和解が成立し、裁判は終了しました。

現在は、現実的な回収可能性も踏まえつつ、債権の回収作業を行っているところです。

(2) 不明朗な支出の返還請求訴訟

サンクから支出された不明朗な資金について、関係者に対し返還を求める訴訟を提訴し、先般、関係者に対し返還を命じる判決が言い渡されました。被告から控訴されたので引き続き訴訟が継続します。解決までになお期間を要する見込みです。

(3) 租税債権を確定させるための税務上の手続

租税債権の額を確定させるための税務上の手続を行っています。法律解釈上の重要な争点が含まれているため、国の対応状況にもよりますが、確定までに長期間を要する見込みです。

(4) 利益を得た会員に対する利得返還請求

前記(3(1))のとおり、オーナー契約及び取次店契約は公序良俗に反し無効であることを認める判決が言い渡されました。

当該判決を受けて、オーナー契約及び取次店契約に基づき受領した報酬によって利益を得ている会員全員に対して、その返還を請求する作業を行っております。請求対象が数百名規模になるため、終了までに長期間を要する見込みです。

4. 配当について

以上のとおり、換価業務が継続中であり、また、一般債権に優先して弁済がなされる租税債権の額が確定していないため、一般債権者に対する配当額、配当率、配当予定時期は未定です。

利害関係人が多数で法律関係も複雑な事案のため時間を要しておりますが、破産管財人としては、一般債権への弁済率を少しでも上げられるよう最大限の努力を行っているところです。

引き続き、破産手続にご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上